アルコール検知器導入促進助成事業について

会員のアルコール検知器購入に対し、助成を行います。
助成を希望する場合は、機器導入前に交付申請を、装置導入後に実績報告を行う必要があります。
※４～７月中の機器導入につきましては、７月３１日までの事後申請を認めます。

助成対象	市販されている全てのアルコール検知器 ＊協会が特定の機器を指定・推薦することはありません。
申請期間	令和８年７月１日（水）～令和８年１２月１８日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	機器の取得価格（税抜）の１／２（上限２万円／台）
申請方法	①交付申請（R8.7.1～R8.12.18） 機器の導入前に交付申請書を提出して下さい。 ■必要添付書類：メーカー名・型式が記載された見積書（写） ②交付決定及び申請書受理のお知らせ ＦＡＸにて通知致しますので、その後、機器を導入して下さい。 ※交付決定を保留する場合もＦＡＸにてその旨通知致します。 ③実績報告（～R9.2.19） 交付決定を受けている場合は、機器導入完了後、必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。 交付決定を保留されている場合は、決定後速やかに実績報告書を提出して下さい。 ■必要添付書類：領収書（写） ※リースの場合はリース契約書（写）、割賦購入の場合は割賦販売契約書（写） ※領収書(リース契約書、割賦販売契約書)については、当該機器導入が特定できる記述が必要です。 ※手形での導入(支払い)は対象外です。
注意点	①各期日については厳守となり、いかなる理由があっても例外は認めませんので、計画的に諸手続きを行って下さい。 ②ＩＴ点呼に使用するアルコール検知器に係る助成は、県ト協が行う他の助成事業（安全装置等導入促進助成事業）と重複して申請できません。 ③申請と異なる導入（装着車両の変更、導入数の減少）を行う場合は、変更届、取下届が必要です。 導入装置の変更がある場合は、取下げ後に再申請が必要です。 導入数の増加がある場合は、その分を新たに交付申請しなければなりません。

令和８年度アルコール検知器導入促進助成事業実施要領

令和８年３月１７日

公益社団法人　長崎県トラック協会

１．助成制度の対象

新たにアルコール検知器を導入した会員事業者で会費の滞納がない事業者

２．予算

１，３００千円

３．助成交付額

機器の取得価格（税抜）の１／２（上限２万円／台）を交付する。

※取得価格の１／２に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下は切り捨てる。

※手形での導入は対象外とする。

※国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

※会費の滞納がある場合には助成金を交付しない。

４．助成対象機器

(公社)長崎県トラック協会に所属する会員事業所がアルコール検知器を導入する際に限る。

※Ｇマーク認定事業者のＩＴ点呼に係るアルコール検知器については、安全装置導入促進助成事業において助成を行う。

５．実施期間

令和８年４月１日～令和９年２月１９日

※交付申請については１２月１８日まで、実績報告については２月１９日までを期限とする。

※上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

７．申請様式

様式１「アルコール検知器導入促進助成金交付申請書」を共通様式１「令和８年度助成金交付申請書」に、様式３「アルコール検知器導入助成促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書)」を共通様式２「令和８年度助成金実績報告書（助成金交付請求書)」に代えて申請するものとする。

８．交付要綱

アルコール検知器導入促進助成金交付要綱を別に定める。

アルコール検知器導入促進助成金交付要綱

平成１８年5月１６日制　　定
平成３０年3月１９日最終改正
公益社団法人　長崎県トラック協会

（事業趣旨）

第　１条　　長崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、事故防止を目的にアルコール検知器（以下「機器」という。）を導入する会員事業者に対して助成金を交付する。

（対象機器）

第　２条　　飲酒運転防止に効果のあるアルコール検知器とする

（交付額）

第　３条　　助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに導入する機器に対して、種別に応じて別に定める額を交付する。

ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

（交付申請）

第　４条　　会員事業者は、対象機器の基準に応じて共通様式１によるアルコール検知器導入促進助成金交付申請書を事前に協会長に対して提出しなければならない。

（交付決定）

第　５条　　県ト協は、前条共通様式１による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、対象機器の基準に応じて共通様式１によるアルコール検知器導入促進助成金交付決定書により会員事業所へ通知する。

２　　県ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（交付申請期限）

第　６条　　第４条の助成金交付申請期限を実施要領で定める。

（実績報告）

第　７条　　会員事業者が、機器導入を完了したときは、対象機器の基準に応じて別に定める期日までに共通様式２助成金実績報告書（助成金交付請求書）を県ト協に提出しなければならない。

（実績報告書提出期限）

第　８条　　前条の実績報告書の提出期限を実施要領で定める。

（助成金交付）

第　９条　　第７条により請求を受けた場合は、会員事業所に対して助成金を交付する。

（申請の変更・取下）

第１０条　　交付決定後、申請内容を変更する場合は、様式３の助成事業変更届出書を、申請を取り下げる場合は、様式４の助成事業取下届出書を提出しなければならない。

但し、導入方法及び導入する機器を変更する場合は取下げ後新たに交付申請しなければならない。

また、導入数の増加がある場合はその分を新たに交付申請しなければならない。

（助成金の返還）

第１１条　　長ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1)　この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2)　虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（機器の処分制限）

第１２条　　会員事業者は、交付対象となった機器を装着の日から起算して１年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、予め県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（導入効果等の報告等）

第１３条　　助成金の交付を受ける会員事業者は、別に定める調査票に基づき、機器等導入の効果等を県ト協に報告しなければならない。

２　　助成金の交付を受ける事業者は、県ト協の求めがあった場合、各種調査に可能な限り協力しなければならない。

（その他必要な事項）

第１４条　　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附則（平成１８年５月１６日）

第 １ 条　　本要綱は平成１８年５月１６日より適用する。

－省略－

附則（令和８年３月１７日）

第 １ 条　　本要綱は令和８年４月１日より適用する。

共通様式１

申請日　令和　　年　　月　　日

令和８年度助成金交付申請書

公益社団法人　長崎県トラック協会長　殿

申請にあたっての確認事項（内容をご確認頂き、間違いなければ□に✓を付して下さい）

□ 長崎県内の認可営業所で使用する機器及び事業用自動車に装着する機器に対してのみ申請を行います。

□ 実績報告期限が令和９年２月１９日である事、期限後の導入分は助成の対象外である事を確認しました。

□ その他本助成に係る取扱い事項について、交付要綱等により確認し、了承した上で申請します。

助成金交付要綱に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

助成金申請予定額：　　円

申込者（導入事業者）	会社名称		
	代表者の役職・氏名		印
	会社住所	〒　　－	
	担当者名		TEL： FAX：

※ 1.該当するものに○を付してください。 2.導入機器毎に作成（申請）してください。

申請助成事業	DR：ドライブレコーダ（ 連携型 ・ 標準型 ）		
	S：安全装置（ バックアイカメラ ・ 側方衝突監視警報装置 ・アルコールインターロック ・ ＩＴ点呼用アルコール検知器 ・ トルクレンチ ・ 自動点呼機器 ）		
	A：アルコール検知器	H：血圧計	
	Ｉ：アイドリングストップ支援機器（蓄熱マット・エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置）		
導入機器	メーカー名：	機器名・型式：	導入台数：　　台
導入予定月：	年　　月　※令和９年２月１９日までに導入(支払)完了するものが助成対象です。		
導入方法：	買取り ・ リース ・ その他（　　）		

※添付書類：機器名・型式等が記載された見積書(写)

【トルク･レンチのみ】カタログ等(写)、車両総重量８ｔの車検証(写)

【側方衝突監視警報装置のみ】装着する車両の車検証（写）※車両総重量 7.5t 以上のトラックまたは第５輪荷重が 8.5t 以上のトラクタに限る

（以下、協会受付印がある場合のみ有効）

本助成金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

R8　　第　　号

□ **交付決定（令和　　年　　月　　日付　※助成予定額：　　円 ）**

※交付対象となった装置が装着の日から起算して１年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはいけません。また、この期間内に当該行為を行った場合、及び協会を脱退（会員待遇停止、除名処分含む）した場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

□ **決定保留（予算超過の為）**

※後日、決定通知書により交付か不交付かについて通知致します。
補正予算により交付か不交付か決定する為、通知は年度末となる場合もあります。

機器導入後は、速やかに（**１か月以内に**）実績報告書を提出して下さい。

公益社団法人　長崎県トラック協会　（担当：　　）

共通様式２

令和　　年　　月　　日

令和８年度助成金実績報告書（助成金交付請求書）

公益社団法人　長崎県トラック協会長　　殿

交付要綱及び実施要領に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

助成金請求額：　　円

申請者（導入事業者）

会社名称		
代表者の役職・氏名	印	
会社住所	〒　　－	TEL： FAX：

助成金振込先　※ 下記に☑してください

□ 事前登録口座への振込を希望します　　□ 以下の口座への振込を希望します

銀行名：　　銀行・信金・信組　　支店　（ 普通 ・ 当座 ）口座番号：

フリガナ
口座名義：

導入機器詳細

承認番号	R8（ＤＲ・Ｓ・Ａ・Ｈ・Ｉ）第　　号	※交付申請書の受付印上の番号を記入してください	
導入機器	メーカー名：	機器名・型式：	導入台数：　　台
導入(支払)完了月：　　年　　月	**導入方法：** 買取り ・ リース ・ その他（　　）		

※添付書類：請求内訳書、領収書（リース契約書、割賦販売契約書）の写し、車両装着分については車検証の写し、取付証明書

（以下、協会受付印がある場合のみ有効）※助成確定時は以下により FAX で通知します。

申請者　殿

本助成金について、以下のとおり確定しましたので通知致します。

交付予定日：令和　　年　　月　　日　※助成額：　　円

※交付対象となった装置が装着の日から起算して１年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはいけません。また、この期間内に当該行為を行った場合、及び協会を脱退（会員待遇停止、除名処分含む）した場合、助成金の全部又は一部を返還して頂きます。

令和　　年　　月　　日
公益社団法人　長崎県トラック協会

R8　　第　　号

	常勤理事	**事　務　局**	**担当**
決裁			

共通様式２別紙

請求内訳書

整理番号	装着車両登録番号 （ 営業所名 ）	装着(設置)月	助成金額
1	（　　）	年　　月	円
2	（　　）	年　　月	円
3	（　　）	年　　月	円
4	（　　）	年　　月	円
5	（　　）	年　　月	円
6	（　　）	年　　月	円
7	（　　）	年　　月	円
8	（　　）	年　　月	円
9	（　　）	年　　月	円
１０	（　　）	年　　月	円
合計			円

購入先（領収書発行元）※リースの場合はリース会社	